平成２５年（フ）第１６２号
金沢市東力２丁目114番地　ホームタウン東力南103号、従前の住所石川県野々市市二日市町576番地１
債務者　森内　洸樹
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１７４号
金沢市諸江町上丁215番地１　苗代荘２号、従前の住所大阪府枚方市茄子作北町36番31号
債務者　細川麻友美
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第８９号
福井県越前市常久町第７号２番地の１　神山マンション105、旧住所福井県越前市粟田部町第39号16番地　坪内恵子方
債務者　大塚　**幸**惠
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
福井県大野市篠座17号23番地　大野荘、旧住所福井県坂井市春江町いちい野中央406番地レオパレスＰＡＳＴＥＬＬＯ101号室
債務者　山口　則和
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
福井市松本１丁目33番９号　プログレス松本203号
債務者　髙橋　修二
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
福井市居倉町第38号５番地、旧住所北海道千歳市富士３丁目９番３号　パレスアクティヴ102号
債務者　小畑　保之
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
福井県越前市下中津原町第71号８番地
債務者　脇坂　睦美
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
福井市二の宮４丁目20番10号　プラザ二の宮204
債務者　山　　啓二
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
山梨県南アルプス市小笠原1096番地１　県営櫛形小笠原団地１―704
債務者　小澤　政幸
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７２号
長野市上松３丁目22番26号　プリンスハイツＣ202
債務者　戸谷　光徳
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３１２号
名古屋市中村区中島町２丁目５番地の４、申立時の住所名古屋市西区新道１丁目７番６号
債務者　佐藤　里美
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５８３号
愛知県あま市西今宿梶村一12番地　ファミールあだちＡ棟205号
債務者　中西　　茎
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７２９号
名古屋市港区小碓４丁目401番地　丸治ハイツ103号
債務者　山喜多こと　山木田義男
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３９号
兵庫県西宮市甲子園口北町４番25―101号
債務者　東角　香里
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５１号
兵庫県芦屋市大原町４番７号
債務者　杉田　真規
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８９号
広島県福山市千代田町２丁目５番５号　都ヴィレッジＡ―２
債務者　上藤　頼彦
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係